

# 令和3年 業種別労働災害発生状況

(令和4年2月末現在)

室蘭労働基準監督署

区分 業種別	令和3年			令和2年同期			対前年		業種割合	令和2年確定値		
	死亡 [ ]内は 転倒災害	休業 [ ]内は 転倒災害	合計 [ ]内は 転倒災害	死亡 [ ]内は 転倒災害	休業 [ ]内は 転倒災害	合計 [ ]内は 転倒災害	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	3 [1]	213 [66]	216 [66]	4	217 [73]	221 [73]	-5	-2.3	100.0	4	225	229
製造業		37 [11]	37 [11]		25 [7]	25 [7]	12	48.0	17.1		26	25
食料品		8 [3]	8 [3]		9 [5]	9 [5]	-1	-11.1	3.7		9	9
木材木製品												
窯業・土石		2	2		1	1	1	100.0	0.9		1	1
鉄鋼業		5 [1]	5 [1]		2 [1]	2 [1]	3	150.0	2.3		2	2
金属・機械		8 [2]	8 [2]		8 [1]	8 [1]			3.7		8	8
輸送用機械		2	2		1	1	1	100.0	0.9		1	1
その他の製造業		12 [5]	12 [5]		4	4	8	200.0	5.6		4	4
鉱業・土石採取業					1	1	-1	-100.0			1	1
建設業	1	27 [4]	28 [4]	2	34 [7]	36 [7]	-8	-22.2	13.0	2	34	36
土木工事業	1	6 [1]	7 [1]		5 [1]	5 [1]	2	40.0	3.2		5	5
建築工事業		16 [3]	16 [3]	1	18 [5]	19 [5]	-3	-15.8	7.4	1	18	19
木造建築業		2	2		7	7	-5	-71.4	0.9		7	7
その他の建設業		3	3	1	4 [1]	5 [1]	-2	-40.0	1.4	1	4	5
道路貨物運送業		16 [4]	16 [4]		16 [2]	16 [2]			7.4		17	17
その他の運輸業		3	3	2	3 [3]	5 [3]	-2	-40.0	1.4	2	3	5
陸上貨物取扱業												
港湾運送業		2	2		1	1	1	100.0	0.9		1	1
林業		2	2		2	2			0.9		2	2
漁業		1	1		1	1			0.5		1	1
卸売・小売業		36 [20]	36 [20]		35 [17]	35 [17]	1	2.9	16.7		36	36
社会福祉施設		20 [8]	20 [8]		37 [5]	37 [5]	-17	-45.9	9.3		39	39
旅館業	1	25 [6]	26 [6]		9 [5]	9 [5]	17	188.9	12.0		10	10
清掃業		5 [2]	5 [2]		16 [10]	16 [10]	-11	-68.8	2.3		18	18
上記以外の事業	1 [1]	39 [13]	40 [14]		37 [17]	37 [17]	3	8.1	18.5		38	38

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したもので、[ ]内の数字は、転倒災害の件数で内数です。  
 本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。  
 本統計は、北海道労働局ホームページからダウンロードできます。

- 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、手洗い等の徹底、密閉空間の改善、近距離での会話、換気等の抑制等感染防止対策を徹底しましょう。
- 北海道冬季ゼロ災運動(令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)  
冬季特有の労働災害(転倒災害、除雪作業災害、交通労働災害、一酸化炭素中毒)を防止しましょう。
- 北海道最低賃金は、令和3年10月1日から時間額889円に改訂されています。
- 令和3年の業種別労働災害発生状況の件数が確定するのは、令和4年4月上旬です。

## 令和3年 死亡労働災害事例

番号	発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	4	12時台	建設業	はさまれ、巻き込まれ	トラック	被災者は、坂道に駐車していた車両の位置を動かそうとしたが、キーがなかったことから、1人で車輪付きのジャッキを使用し、当該車両を動かそうと車体前方を持ち上げたところ、当該車両が動き出し、轢かれたもの。
2	7	18時台	旅館業	はさまれ、巻き込まれ	その他の一般動力機械	被災者は、事業場の敷地内にある車両保管場所前の道路上、トラクターを普段停車している場所から約28メートル坂を下った場所で、エンジンが停止し、ギアがニュートラルの位置でサイドブレーキの引かれていないトラクターの後部に取り付けた草集機の下敷きになった状態で同僚に発見された。
3	10	16時台	農業	転倒	その他の一般動力機械	事業場敷地内において、乗用草刈機(四輪駆動式、車両重量350kg)にて場内の草刈り作業を行っていた被災者が窪地で横転した草刈機の下敷きになり死亡した。

## 令和2年 死亡労働災害事例

番号	発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	1	9時台	建設業	墜落、転落、設置、設備	その他の装置	被災者は、同僚等の2名と集塵機上の清掃及び足場の設置・解体の作業を行っていた。次の作業を行うため、集塵機の梁材上で待機していた時、誤って集塵機の開口部に墜落したもの。
2	8	5時台	その他の運輸業	交通事故	トラック	被災者は同僚1名と仕事先から事業場に戻るため、同僚が運転するトラックに同乗していたところ、対向車線を走行していた大型トレーラーと正面衝突したもの。
3	8	5時台	その他の運輸業	交通事故	トラック	被災者は同僚1名と仕事先から事業場に戻るため、同僚を助手席に乗せ、トラックで走行中、対向車線を走行していた大型トレーラーと正面衝突したもの。
4	12	6時台	建設業	交通事故	乗用車等	労働者3名で現場に向かう途中、車両がスリップし制御できず、左側土手に衝突したものである。この衝突により、後部座席に乗車していた労働者が車外に投げ出され死亡した。

# 令和4年 業種別労働災害発生状況

(令和4年2月末現在)

室蘭労働基準監督署

区分 業種別	令和4年			令和3年同期			対前年		業種割合	令和3年末確定値		
	死亡 [ ]内は 転倒災害	休業 [ ]内は 転倒災害	合計 [ ]内は 転倒災害	死亡 [ ]内は 転倒災害	休業 [ ]内は 転倒災害	合計 [ ]内は 転倒災害	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	1	21 [13]	22 [13]		22 [13]	22 [13]		-	100.0	3	213	216
製造業		1 [1]	1 [1]		4 [3]	4 [3]	-3	-75.0	4.5		37	37
食料品								-			8	8
木材木製品								-				
窯業・土石								-			2	2
鉄鋼業					1	1	-1	-100.0			5	5
金属・機械								-			8	8
輸送用機械								-			2	2
その他の製造業		1 [1]	1 [1]		3 [3]	3 [3]	-2	-66.7	4.5		12	12
鉱業・土石採取業								-				
建設業		2 [1]	2 [1]		3 [1]	3 [1]	-1	-33.3	9.1	1	27	28
土木工事業		1 [1]	1 [1]				1	-	4.5	1	6	7
建築工事業					2 [1]	2 [1]	-2	-100.0			18	18
木造建築業					1	1	-1	-100.0			2	2
その他の建設業		1	1				1	-	4.5		3	3
道路貨物運送業	1	2	3		2 [1]	2 [1]	1	50.0	13.6		16	16
その他の運輸業		2 [1]	2 [1]				2	-	9.1		3	3
陸上貨物取扱業								-				
港湾運送業		1	1				1	-	4.5		2	2
林業								-			2	2
漁業								-			1	1
卸売・小売業		5 [4]	5 [4]		3 [2]	3 [2]	2	66.7	22.7		36	36
社会福祉施設		2 [1]	2 [1]		1	1	1	100.0	9.1		20	20
旅館業								-		1	25	26
清掃業		3 [2]	3 [2]		1 [1]	1 [1]	2	200.0	13.6		5	5
上記以外の事業		3 [3]	3 [3]		8 [5]	8 [5]	-5	-62.5	13.6	1	39	40

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により業計したもので、[ ]内の数字は、転倒災害の件数で内数です。  
 本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。  
 本統計は、北海道労働局ホームページからダウンロードできます。

- 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、手洗い等の徹底、密閉空間の改善、近距離での会話、換気等の抑制等感染防止対策を徹底しましょう。
- 北海道冬季ゼロ災運動(令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)  
 冬季特有の労働災害(転倒災害、除雪作業災害、交通労働災害、一酸化炭素中毒)を防止しましょう。
- 北海道最低賃金は、令和3年10月1日から時間額889円に改訂されています。

## 令和4年 死亡労働災害事例

番号	発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	1	17時台	道路貨物運送業	はさまれ、巻き込まれ	トラック	被災者は、事業場の敷地内において、ダンプトラックの荷台を上げて、ダンプトラックに付属した荷台の降下を防止するためのストッパーを使用せずに車体と荷台の間に入り、荷台昇降用油圧ホースの付属部品を交換する作業をしていたところ、荷台が降下して挟まれた。

## 令和3年 死亡労働災害事例

番号	発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	4	12時台	建設業	はさまれ、巻き込まれ	トラック	被災者は、坂道に駐車していた車両の位置を動かそうとしたが、キーがなかったことから、1人で車輪付きのジャッキを使用し、当該車両を動かそうと車体前方を持ち上げたところ、当該車両が動き出し、轢かれたもの。
2	7	18時台	旅館業	はさまれ、巻き込まれ	その他の一般動力機械	被災者は、事業場の敷地内にある車両保管場所前の道路上、トラクターを普段停車している場所から約28メートル坂を下った場所で、エンジンが停止し、ギアがニュートラルの位置でサイドブレーキの引かれていないトラクターの後部に取り付けた草集機の下敷きになった状態で同僚に発見された。
3	10	16時台	農業	転倒	その他の一般動力機械	事業場敷地内において、乗用草刈機(四輪駆動式、車両重量350kg)にて場内の草刈り作業を行っていた被災者が窪地で横転した草刈機の下敷きになり死亡した。